

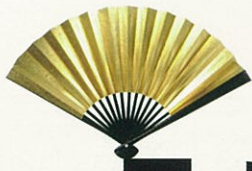
ビジネスマン1000人が選んだ「株主優待」ベスト100

PRESIDENT

プレジデント

毎月第2・第4月曜日発売 2015.8.17号
特別定価750円

株・投信・不動産—
相場異変! どんどんトクする



名社長の 「超」マネー術

宮内義彦×北尾吉孝
「チャンスはすべて新聞記事にある」





どの程度の財産額があれば、相続対策を検討すべきなのでしょうか。

小川 遺産分割で親族がもめる、いわゆる「争続」の対策は、相続財産の多寡に関わらず、誰もが考えるべき問題です。「自分の子供たちに限ってもめらばず、いざとなれば、何も対策をしないまま亡くなる方が実に多い。家族のために築いた財産をめぐって、家族が壊れてしまうというのはとても残念なことです。

今年一月の相続税制の改正も気にかけるべきでしょう。基礎控除額が六割に引き下げられ、例えば法定相続人が配偶者と子二人の場合、基礎控除額はこれまでの八〇〇〇万円から四八〇〇万円になりました。これはつまり、相続の裾野が広がるということ。これまで相続税の課税対象となる人は全体の約四割と推計されていましたが、今後は都市部の土地オーナーなどを中心に相当拡大するはずです。

相続が発生してから必要となる手続きを教えてください。

小川 相続に関連した手続きには、それぞれ期限が設けられています。ひとたび相続が発生すれば、遺産分割などで話し合いや検討をするための時間を取るのは難しい。この点をまず押さえておかなければなりません。

例えば債務などがある家庭では、本来は相続放棄や限定承認などの手続きをば、それは財産を完全には平等に分けられないから、という理由に尽きます。相続財産がすべて現金であれば平等に分け合うのはたやすいことですが、現実にはそうではありません。特に問題になりやすいのは不動産と未上場株。いずれも換金性に乏しく、分割や共有にも不向きといえます。

例えば株式は財産であると同時に、経営権にも絡んできます。家族からという理由で一律に分配してしまうと、後々の会社経営に支障を来す可能性も出てくる。経営の安定性を考えれば、法人にゆだねたり、後継者にまとめて譲り渡しておくべきです。

不動産でいうと、特に自宅など居住用の土地は決して共有すべきではない。というのが私の考え。仮に兄弟で自宅を共有してしまうと、誰か一人がお金に困って売りたいと言いつつも、お金のないし、最悪の場合は、実際に売却せざるを得なくなり得ます。

そもそも法定相続分どおりに分けられる財産というのは稀で、遺産分割は不平等になってしまうことがほとんど。だからこそ、被相続人はあらかじめ遺言を残すなど、関係者同士が争わずに済むようにしておくべきなのです。

——スムーズな相続を実現するために、やっておくべき対策はありますか。

小川 相続には金融財産や有価証券、不動産、各種税制など幅広い知識が必要となります。相続診断士をはじめと

備えあれば憂いなし 将来を見据え 笑顔の財産承継を



備えあれば憂いなし——。
まさに相続のための言葉ともいえる。
家族にスムーズに財産を引き継ぐには、
何より生前の準備が重要となる。
相続診断協会の小川実代表理事に、
その方法や節税対策などを聞いた。

を行うべき。しかし相続放棄の措置が取れるのは、相続の開始があった事を知った時から三カ月以内に知られていず、この期間内に、遺産の内訳を正確に把握するのは困難です。その結果、知らぬ間に債務を引き継ぐような事態も起きかねません。

さらに相続税が発生する場合は、一〇カ月以内に相続税の申告と納付が求められます。重要なのは、それまでに遺産分割を確定し、誰が、何を相続するかを決めるということ。必ずしも申告までに決めなければいけないものではないかもしれませんが、申告時に遺産分割協議が整っていない場合、小規模宅地等の特例や配偶者控除などの優遇措置を受けられなくなってしまう。また、被相続人が亡くなると預金口座は凍結され、預金を下ろすには遺産分割協議書が必要になります。

とはいえ、実際のところ財産の円満な分割を一〇カ月で決めるのはかなり難しい作業です。被相続人が生前に決めておかなければ、後に家族が大変な思いをするおそれがあります。

相続は「不平等」を前提に考える

——特に相続でもめるのはどんな問題でしょうか。

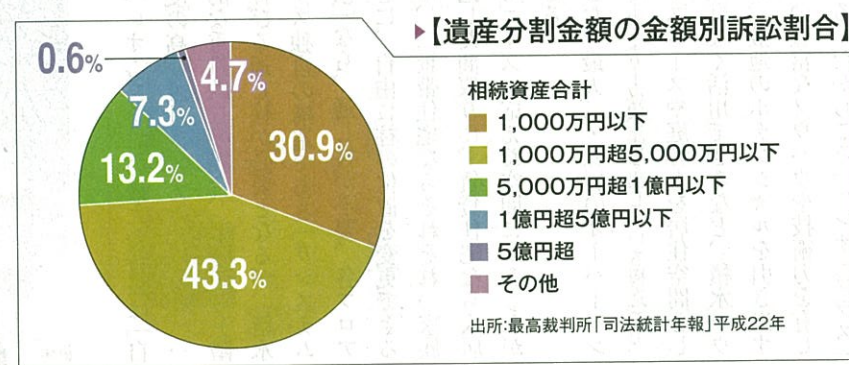
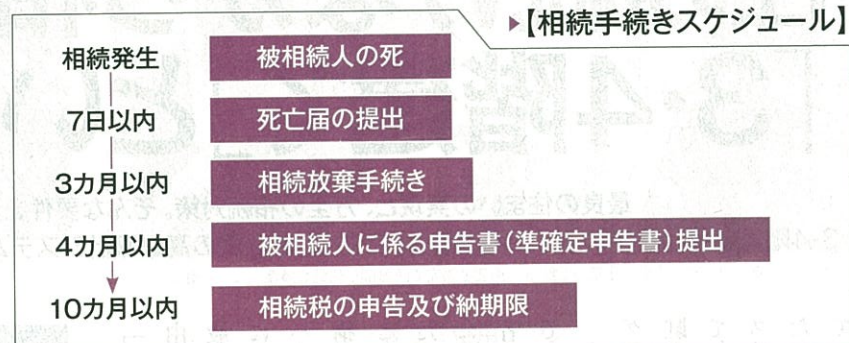
小川 「なぜ相続がもめるか」とい

多くの家族が相続でもめるのは、 実は財産を平等に分けられないから



小川 実(おがわみのる)
一般社団法人相続診断協会 代表理事
税理士法人HOP 代表

税理士。成城大学卒業後、税理士事務所や銀行勤務を経て、2002年、税理士法人HOPを設立。相続問題に多く携わる。著書に「Q&A 相続税大増税時代に備える「笑顔相続」のススメ」(ぎょうせい)。



した専門家の助言を仰ぐことは、後のもめ事を回避し、相続税の節税対策などを考えるうえでも有効です。

相続税対策は保有している財産の種類や規模などによってさまざまな方法が考えられます。例えば土地オーナーであれば、賃貸住宅を建てるのも選択肢の一つになるでしょう。借地権や借家権が発生するため、更地で保有しておくよりも土地評価額を圧縮する効果があります。相続税に関連した小規模宅地等の特例も是非活用すべき。今回の税制改正で二世帯住宅や事業用の土地に対する優遇措置が拡大しました。財産を相続税の非課税枠におさめるには、これらの制度をフル活用することが肝心です。土地活用などでパートナーを選ぶ際は、これら財産全体のバランスや相続を見据えたプランニングができるかどうかを見極めましょう。

相続とは財産だけではなく、その人の生き方や思いも引き継いでいく行為といえます。まずはエンディングノートなどを活用して、家族構成や自分の財産を書き出して、誰に、どんな思いで財産を渡すのか、具体的に考えてみましょう。そのうえで、いずれ財産を引き継ぐ家族と、その分配方針や活用方法などを話し合っておくとよいでしょう。お金の「勘定」と気持ちの「感情」、この両方を整えていけば、きっと笑顔で相続の日を迎えることができるはず